

「広田三原則」・「近衛三原則」の創出と日汪関係の確立

臧 运祐

中日戦争時期（1940年3月30日）南京で成立した汪精衛国民政府が、日本在華植民地統制機関の傀儡政権として存在することについて学界での異論はない¹。しかし、日本と汪偽政権の関係はどのように確立されるのか。その過程と結果については深く研究する必要がある。筆者は戦前の「広田三原則」と中日戦争初期の「近衛三原則」は、日本と汪偽政権との関係を確立する際に政治・外交と国際法上の根拠になっていたと考える。本稿はこれら二つの三原則と日汪関係について論述するものである。

I 「広田三原則」から「近衛三原則」まで（1935年10月—1938年12月）

中日戦争勃発前後において、日本政府が実行した対華政策は「広田三原則」である。1935年の初めに、蒋介石は「敵か、友達か——中日関係の検討」という論文を発表し²、新しい対日方針を確立した。それに沿って、国民政府の対日政策も転換した。蔣と国民政府の命令に従い、中国政府駐国際法廷大法官王寵惠は2月19日東京に到着し、3月5日に日本を離れた。彼の日本でもっとも重要な活動は、2月20日と26日に行われた広田外相との2回の会談である³。この会談期間中に、王は中国政府の代表として、日本政府に中日関係改善のための三つの原則を提出した。（1）和平の段取りをつけて、中日関係を処理すること。（2）両国は対等的な交流を行うこと。（3）両国は友誼に基づいて交際すること⁴。これに対して、日本政府の反応は極めて冷淡であった。1935年春日本軍部は華北への策動を強めた。また、日本外交は中国政府が提出した以上の「三原則」をほとんど無視し、唯一5月17日にすでに議定している対華公使を大使に昇格するということだけを決定した。

「華北事件」発生後も、国民政府は依然として外交ルートを重んじて、「以進為退」の主動的な方針を採用し、対日関係を改善することを企てていった。蔣作賓大使が東京に戻った後、広田外相と第二次会談を行った。蔣は日本側に王寵惠が提出した「三原則」を履行するよう丁重に要求した。（1）国際法上の、相互の独立尊重、完全な対等関係、中国の一切不平等条約の廃除。（2）友誼に基づいて交際し、破壊統一、治安擾乱或いは誹謗輕蔑行為は相手に施せず（3）平和的方法による問題解決、上海停戦協定、塘沽協定及び華北事件などは一律撤去し、九一八以前の状態を恢復する。これに対し広田外相は「政府に報告して、詳しく研究した後、奉答する⁵」ことを返答した。これは中国政府王の「三原則」を基礎に、正式的に日本政府に対して提出した「三原則」である。蔣作賓は会談中に、これは蒋介石の希望であることを強調して説

明した⁶。中国政府が正式に「三原則」を提出した後、9月28日、日本外務、陸、海軍三省は関係部門が研究した対華政策を通過した。10月4日、岡田啓介内閣が閣議を開き、「外、陸、海三相對華政策の諒解」を決定、日本の対華政策の三原則が確立された。(1)中国側をして排日言動の徹底的取締りを行いかつ欧米依存より脱却すると共に対日親善政策を採用し、諸政策を現実に実行し、さらに具体的問題につき帝国と提携せしむること。(2)中国側をして満州国に対し、窮極において正式承認を与えしむること必要なるも差当り満州国の独立を事実上黙認し、反満政策を罷めしむるのみならず少なくともその接満地域たる北支方面においては満州国と間に経済的および文化的の融通提携を行わしむること。(3)外蒙等より来る赤化勢力の脅威が日満中三国の脅威たるに鑑み、中国側をして外蒙接壤方面において右脅威排除のためわが方の希望する諸般の施設に協力せしむること⁷。

これが日本側の「三原則」で、後日のいわゆる「広田三原則」の原形である。上述の決定後、10月7日、広田外相と蔣作賓が第三回会談を行った。広田外相が上述した日本側の「三原則」を提示し、且つ、中国政府は日本側の三原則を先に承認しなければならないという前提の下で、日中双方が中国の三原則について協議するとして⁸、日本はようやく自らの「三原則」を提出した。しかし、中国が日本の「三原則」を承認することを交渉の前提としていたため、中国側の「三原則」は事実上否定されることになった。双方がそれぞれの「三原則」を提出した後、最初東京で、その後南京を中心に「三原則」についての交渉が行われた。1936年1月、日本が「華北五省自治」の国策を確定した後、広田外相は中国政府の交渉に対応するため、再び「三原則」の問題に言及した。1月21日、広田外相は第68回議会で外交政策を発表し、対華「三原則」を明確に示し、「中国政府は十分に諒解し、賛成の意思を示した⁹」と表明した。同日夜、蒋介石は「広田三原則」をめぐって、以下のように指摘した。1、中日両国は積極的に親善提携する 2、中日満三国関係を調整し東アジアを安定させる 3、共同して赤化防止する。22日、蒋介石は急遽南京に戻り、その夜に、「日本の広田三原則を否定し、外交部が以上の決定を発表することを命じ、人心を慰む」ことを指示した。¹⁰これを受けて、中国外交部報道官は22日、「広田のいわゆる三原則は去年九月広田外相が蔣大使に提出した三原則であり、演説で言及した中国も同意したという話は事実ではない¹¹」と表明した。23日夜、蒋介石は再び「広田三原則」について検討し、「日本人は必ず大陸政策を実行し、偽満を橋として、其命は險悪滅亡への道につながる¹²」ことを指摘した。25日、蒋介石は、広田演説への反駁について協議した¹³。29日、有吉大使が帰国する前に、南京に行った時、張群は、「三原則についての会談は拒否しないが、賛成でもない、もし会談を継続したいなら、蔣大使の談話に従うべきだ」と言明した。30日、有吉が蒋介石に会った際、蔣は「余の意見は張部長と同じ¹⁴」であると述べた。中日双方の「三原則」をめぐる交渉は3か月を経て、また原点に戻った。そして、有吉大使の離任に伴い、最終的に決裂した。

「二・二六政変」後、日本では広田弘毅内閣が成立し、駐華大使有田八郎が帰国して外相

に就任した。5月6日、有田外相は第69回議会の外交政策演説で、前任の外相が発表した「広田三原則」を受け継ぐと述べた¹⁵。日本新任の駐華大使川越茂は7月初めに中国に赴任することになり、中国政府が以前から推進していた調整国交交渉も長期的な停頓に陥った。軍部が「南北併進」の政策を確定して、天皇の許可を受けた。その後、8月7日に、広田内閣が「五相会議」を開き、「国策の基準」を決定した。「四相会議」では、「帝国外交方針」を決定し、15日に天皇に上奏した¹⁶。前者は、日本の国策の原則を「東亜大陸における帝国の地歩を確保するとともに南方海洋に進出発展する」とした。後者では、対華政策の根本方針を依然として1935年10月4日の対華政策に関する決定（即ち広田三原則）に置いた。11日、広田内閣の関係各省は「対華実行策」と「第二次華北処理綱要」を決定した¹⁷。ここで、日本の大陸政策において、華北分離を中心とする対華政策が確立した。

8月の末から9月の初めまでの間に、中国では成都事件と北海事件が相次いで発生した。日本政府と軍部はこれらの事件を解決することを口実に南京政府に臨み、長期間停頓していた中日国交交渉を再開した。日本は「広田三原則」を堅持するために、南京政府の政策目標を修正することを企てた。国民政府外交部長張群と日本駐華大使川越茂が南京で行った国交交渉は9月13日から12月3日まで、合計7回にのぼり、3か月にわたった。日本はこの交渉において「広田三原則」を実現し、既定の対華政策を貫徹するための外交手段として、「二十一箇条約」に劣らない対華要求を提出した¹⁸。且つ「防共問題」を重点とした。これは軍部の華北地区への侵略を隠すためであった。これにより、中国との国交交渉は「的がなくて矢を放つ」ことになった。

1937年初め、広田内閣が倒れた。替った林銑十郎内閣は佐藤尚武を外相として、「佐藤外交」を推進し、既定の対華政策を修正した。4月16日、林内閣の外務・大蔵・陸・海四相は「対華実行策」と「華北指導方策」を決定し、華北政策を重点的に変更した¹⁹。ただし、今回の修正は1936年8月11日に広田内閣の関係各省が決めた「対華実行策」と「第二次華北処理綱要」のみを対象とし、8月7日の四相会議で決定された「帝国外交方針」は相変わらず維持された。即ち、「広田三原則」は継続していた。その後、林内閣は5月31日に倒れ、この政策は実施前に失敗を宣告した。

6月4日に、近衛文麿内閣が成立し、広田弘毅は再び外相に就任した。この内閣の対華政策について、12日、近衛首相は「中国政策は広田内閣時代の三原則でよい」と語った。その後、風見章内閣書記官長は「広田内閣時代決定した「対華実行策」、「第二次華北処理綱要」（1936年8月11日決定）を採用した」と述べている²⁰。この「広田外交」の復活により、中日全面戦争前夜に、「広田三原則」が対華政策の根拠であることが再び確認された。

盧溝橋事変勃発後の7月11日に、日本政府は今回の事件を「華北事件」と命名し、華北に増兵することを決定した²¹。その後、日本政府と軍部は「華北事変」を処理する一連の政策を決定した。「華北事変」を処理し始める際に、7月15日、近衛内閣の情報委員会は「極密」

と標記され、外務省編纂の「対華政策に関する件」を發表した。このような中、「広田三原則」は依然日本の対華政策の三大原則であった²²。日本が中日全面戦争の初期に「広田三原則」を堅持していたことがわかる。

八一三事変（第二次上海事変）後の8月17日、日本政府は「従来執り来れる不拡大方針を放棄」することを決定した²³。9月2日、日本政府は「華北事変」を「支那事変」に改称した²⁴。これ以降、「支那事変」処理政策は日本の侵華戦争期間の対中政策の代名詞になった。10月1日、近衛内閣は四相会議を開き、「支那事変処理綱要」を決定した。「日満中の融和共栄」が「事変」を処理する目的であることを明確に示した。この政策目標は以前の「広田三原則」の継続である。外交措置の原則として「速やかに中国の反省を促し、我方の所期する境地に、中国を誘致するを目的とし、中国及第三国に対し、機宜の折衝及工作をなす。事変の終結に方にては、中国をして、抗日政策及容共政策を解消せしめ、画期的国交調整条件を以て、外交交渉を行う」ことを規定した。上述の画期的国交調整条件、「準則」部分の「細目」は以下の通りである。「中国側は排日抗満政策を棄て、防共に付帝国と協調し、日華経済提携を實行す」²⁵。これは日本侵華戦争の初期の対華政策の最初の文書である。「支那事変」に対して、決定した「第一号国策」とも呼ばれた²⁶。対華外交交渉の中での交渉条件中「中国側は排日抗満政策を棄て、防共に付帝国と協調し、日華経済提携を實行す」という三原則は、「支那事変」という新しい形勢下における継続と発展であるともいえよう。前二項は継続であり、第三項は新しい形勢下の進展である。

日本の対華交渉は九国条約国がブリュッセルで会議を開く時を選んで進められた。日本は会議への不参加を決定したが、ドイツに日中両国の間で調停を行うように頼んだ。ドイツの駐華大使トラウトマンが調停人となったので、トラウトマン工作と呼ばれた。12月13日の日本軍の南京占領後、新しい「交渉」条件が出された。12月21日、近衛内閣は「日華和平交渉に関する在京独逸大使宛回答文」を決定した。四項の基本条件が日中交渉の原則として提出された。1、中国は容共抗日満政策を放棄し日満両国の防共政策に協力すること。2、所要地域に非武装地帯を設け且該各地方に特殊の機構を設定すること。3、日満華三国間に密接なる経済協定を締結すること。4、中国は帝国に対し所要の賠償をなすこと。そのほか、中国側が知らせないまま、極密として「日中講和交渉条件細目」9条を提出した²⁷。上述四原則と九条要求は、前述の四相会議の決定より更に苛酷であり、11月2日の広田外相の条件より更に強硬なものであった。この四原則は第四項を除き、前の三項は基本的に「広田三原則」の継続である。

1937年末、「和平交渉」に一貫して異議を持っていた軍部が改めて「支那事変」を処理する政策を検討し始めた。12月15日、大本営陸軍部は二つの「支那事変処理要綱案」を制定した。第一は国民政府に対する事変解決策である。「持久戦移行の為の決意の時期は方針第一項の目的を達成すること能はざる実情を確認したる時または現中央政権が実力上一地方政権た

るに至りたる時とする」とした²⁸。もし現在の中央政府が日本側の要求に従わないなら、日本は国民政府を地方政権にさせることである。そして第二方案は、上述の方案に対し「従来の中央政府否認後」の方案である²⁹。軍部の「支那事変」の処理政策は偽政権を樹立し、中央政府を否認するという方針であった。故意に、第二方案を「甲」、第一方案を「乙」とした。

日本政府も再び10月1日の「支那事変処理綱要」を再検討した。上述した大本営陸軍部の「甲」案も参考にして、12月24日の閣議で「支那事変対処要綱（甲）」を決定した。「南京政府との交渉成立を期待せず此と別個に時局の收拾を計りつつ事態の進展に備え軍事行動と相俟ち南京政府の長期抵抗に対応する」ために「華北処理方針」と「上海方面処理方針」を決定した。また「華北経済開発方針」と「上海方面の帝国経済権益設定方案」が諒解された³⁰。閣議で決定された「支那事変対処要綱（甲）」は、日本政府の「国民政府を相手とせず」という対華方針を表明していた。これは実際に日本が南京を占領したことを前提として、前述した「第一号国策」に代わる新しい対華政策文書であった。

日本政府と軍部がそれぞれ上述した「支那事変」を処理する政策を決定した後、日本の陸海軍および外務省は12月末に「支那事変処理根本方針」をまとめ、御前会議で前述した方針を決定することを提案した。1938年1月9日、日本はまず大本営政府連絡会議を開き、御前会議の議題を検討した。10日の閣議で議題について審議が行われた。11日、昭和天皇の主宰下、皇居で中日戦争以来初めての御前会議が開かれた³¹。近衛首相が会議を主催し、広田外相は「支那事変処理根本方針」について説明した³²。参謀総長、軍令部総長、枢密院議長は会議中それぞれ自分の意見を述べ、以上の方針を支持する意見を表明した³³。この御前会議で決定された「支那事変処理根本方針」は政府と軍部の意見を統一した日本最高レベルの決策であり、日本の侵華戦争以来、初めての国家としての「支那事変」を処理する国策であった。

「支那事変処理根本方針」は、まず日本の「国是」を明確にした。「満州国及び中国と提携して東洋平和の枢軸を形成し、之を核心として世界の平和に貢献するにあり」。これにより、日本が今回「支那事変」を処理する目標は「日中両国間過去一切の相克を一掃し、両国国交を大乗的基礎の上に再建し、互いに主権及び領土を尊重」することに置かれた。そして、事変の再起を防圧するために、必要な保障を確立するための方針を示した。1、日、満、華三国は相互の好誼を破壊するが如き政策、教育、交易、其他凡ゆる手段を全廃すると共に右種の悪果を招来する虞ある行動を禁絶すること。2、日、満、華三国は互いに相共同して文化の提携防共政策の実現を期すること。3、日、満、華三国は産業経済などに関し長短相補有無相通の趣旨に基き共同互惠を約定すること。上述方針を実現するため、密接に政略と戦略を運用することが求められた。1、国民政府にして誠意を以て和を求むるにおいては、別紙（甲）「日華講和交渉条件」（合計九条）に準拠して交渉する。保障条項別紙（乙）を解除する。2、中国現中央政府が和を求め来らざる場合に於いては、帝国は爾後之を相手とする、新興中国政権の成立を助長し、これと両国国交の調整を協定し、中国現中央政府に対しては、帝国は之が潰滅

を図り、又は新興中央政權の傘下に収容せらるる³⁴。該案の対華政策三項は 12 月 21 日の閣議で決定されたトラウトマン調停の前三項原則に重なっていた。

1 月 15 日は日本が中国政府の返答を待つ最後期限であったが、中国政府からの返答はなかったため、日本は中国が講和を結ぶ誠意がないと認定した。16 日、天皇の許可を得て、近衛首相が「国民政府を相手にせず」という政府声明を發表した。18 日、「補足的声明」も發表された。「爾後国民政府を相手とせずと云うのは同政府の否認よりも強いものである。……今回は国際法上新例を開いて国民政府を否認すると共に之を抹殺せんとするのである。……宣戦布告もありえぬわけであると」³⁵。これが第一次近衛声明である。これ以後、日本はトラウトマン工作を中止し、駐華大使川越茂を召還した。中国駐日大使許世英も 20 日に帰国した。

日本政府は同時に、今後の全体的な外交政策を検討した。1 月 20 日の閣議で「国策大綱」を決定した。1941 年頃までの数年間を日本の「非常時」とした。この時期の日本の基本対外国策は「日、満、華の鞏固なる提携を具現し東洋永遠の平和を確立し世界の平和に貢献するを以て基本とする」というものであった。具体的に言えば、「日、満両国不可分関係を堅持して対満重要策の完成を期し、対華策の具現に積極的努力を為し、南方に対する経済発展に努む」³⁶。この閣議決定は当時「公布禁止」とされたが、広田外相は 22 日の第 73 回帝国議会で「私は関係列国が中国における新たなる事態を直視し、今後為すことあるべき合理的調整要求を諒解し、以て東亜の新たなる秩序の建設に協力」する、と發表した。広田は事変後最初に開かれた議会で、初めて「東亜新秩序」を建設する目標を示した³⁷。御前会議後、日本は政略を以て戦略を配合し、年内に「支那事変」を解決しようと狙った。1938 年 10 月までに、日本軍は広州、武漢を占領したが、事変はまだ解決していなかった。その後、日本の対華政策は戦略持久、政略進攻の時期に入った。その象徴が 11 月 3 日の第二次近衛声明の發表である。この声明は、第一次声明の立場を変えることにより、対華政策の失敗を宣告した。しかし、国民政府が地方政權になった後、日本政府は「支那事変」を処理する新しい目標を「東亜新秩序」を建設することに置いたことを初めて明確に提示した。「東亜新秩序建設」とは、「日、満、華三国相携へ、政治、経済、文化等各般に互り互助連環の関係を樹立するを以て根幹とし、東亜における国際正義の確立、共同防共の達成、新文化の創造、経済結合の実現を期することにより」という内容であった³⁸。

第二次近衛声明の發表後、日本陸軍は引き続き「和平交渉」を推進した。今回は主に上海で行い、「重光堂会談」と呼ばれた。中国側の主事者は汪精衛の指示を受けた高宗武と梅思平であり、日本側は影佐禎昭と今井武夫である。高宗武の日本の偽名を使い「渡辺工作」と命名された。11 月 20 日、双方の密談を通じ、「重光堂協定」と呼ばれる一連の日・華協議文書が作成された。「東亜新秩序」を実現するため、「善隣友好、共同防共、経済提携」を提唱した。双方はそれぞれ日本政府と汪精衛に報告した³⁹。「重光堂協定」の本質は第二次近衛声明の貫徹である。日本側が報告を受けた後、これを確固とした国策にするため大本營政府連絡会

議と閣議が開かれた。11月30日、御前会議が開かれ、「日中新関係調整方針」が決定された⁴⁰。

「日中新関係」というのは「日、満、華三国は東亜における新秩序建設の理想の下相互に善隣として結合し東洋平和の枢軸たることを共同目標と為す」ことであった。この「新関係」に関し、三項の原則とその具体的事項が規定された。「1、善隣友好の原則に関する事項 2、共同防衛の原則に関する事項 3、経済提携の原則に関する事項」である。これは日本が広州、武漢作戦後、中国中央政府は短い間に「崩壊」し、「渡辺工作」により新日中関係が作られるという新しい状況の下で生まれた対華政策方針である。

上述決定を貫徹するため、12月6日、陸軍省と参謀本部は共に「昭和13年（1938年）秋季以降対支処理方法」を決定した。新情勢下の「統一方針」に適應するため、日本軍は武漢、広州を占領後、「自主的に新中国の建設を指導」することを提示した⁴¹。そして近衛内閣は16日、その今後の対華政策の最高施策機関として、興亜院を設立した。

12月20日、汪精衛は重慶から脱走し、ハノイに着いた。近衛首相は密約に沿って、22日に第三次近衛声明を発表し、御前会議で決定された上述方針を公開した。「日、満、華三国は東亜新秩序の建設を共同の目的として結合し、相互に善隣友好、共同防共、経済提携の挙げんとするものである」。また、上述した三項原則によって「日本の中国に求むるもの大綱……実に中国が新秩序建設の分担者としての職能を実行するに必要な最小限度の保障を要求せんとするものである」と宣言した⁴²。ここに至り、「七七事変」前の広田三原則に代わって、「近衛三原則」がついに登場した。

II 「日汪密約」から「日華条約」—「近衛三原則」の固定化

(1938年12月—1940年12月)

「近衛三原則」が発表された後、蒋介石は1938年12月26日国民党記念週において第三次近衛声明に反駁する長い演説を行った。彼は日本の「東亜新秩序」が「東亜の国際秩序を転覆し、奴隸的中国を作り、太平洋の独覇を達成し、世界を分割する総名称」であると概括した。興亜院は「中国を滅亡させる計画を実行する総機関であり、昔から中国各地で罪悪を製造する種々特務機関を集大成する総特務機関」であると指摘した。近衛声明の三原則の内容を分析した後、「近衛三原則は前の広田三原則より何倍以上広範で悪辣である」と明言した。そして、近衛第三次声明の登場は「日本の政策は大陸政策から海洋政策まで拡充し、北進政策から南進政策まで改進している。簡単に言うと、今日本の侵略政策は大陸と海洋を併進し、中国の併呑を企てながら、国際秩序を転覆し、東亜を独覇し、欧米の勢力を駆逐することを図る……日本はすでに数十年来秘密の大野心狂想と計画をすべて出した」と断定した⁴³。

他方、ハノイに逃亡した汪精衛は29日、国民党総裁蒋介石及び中央執監委員宛電報を発表し、近衛第三次声明に呼応した。「国民政府は近衛三原則を根拠とし、日本政府と誠意を交換し、和平の恢復を期する」⁴⁴と訴えた。該電文は「艷電」と呼ばれた。汪精衛は自ら電文の内

容を起草し、手書きした。29日、周佛海などが電文を香港に持参し、31日に中央社の名義を盗用し、香港の「南華日報」に発表した。汪の「艶電」は、蒋介石が26日に発表した近衛声明に反駁する演説と鮮明に対立していた。これは汪氏売国投敵の象徴である。

1939年元旦、国民党臨時中央常務委員会駐重慶の中央委員が会議を行い、汪精衛の党籍と一切の職務を解除した。同日、中国国民党中央は「開除汪兆銘党籍決議文」を発表した。「抗日戦耐なる国家の危機に当り彼が占めた重要な地位を放棄し、国策を違反する謬論を散布し、艶電は敵相近衛がわが国を滅亡する狂悖な声明を根拠とし、日本と和を講ぜんことを推奨するステートメントを公表したるにあり、中国の基礎を根底より覆さんとする日本の行為を黙認するものにして彼の懲遷する所は啻に我が政府が排撃するに止まらず、信頼を裏切られた国民より観て断じて許すべからざる反逆行爲で、汪の行為は明らかに敵たる党則の違反なると同時に国家に対する反逆罪で国民党が生活上必要な官職より彼を罷免して追放処分に附すべく決議した」。中国の「近衛三原則」に対する態度の違いがこれからはっきり示されている。

1939年1月4日、近衛内閣が総辞職し、5日、平沼騏一郎内閣が成立した。6日、彼はラジオ放送で次のように呼び掛けた。「前の内閣は之に基づいて諸般の施策を進めたのでありますが、新内閣に於きましても勿論此の帝国不動の方針に基づきまして、あくまで所期の目的達成に一路邁進するのみであります」⁴⁵。平沼内閣は近衛内閣の対華政策を継続することになった。そして、汪精衛をはじめとする傀儡政権を扶植することは平沼内閣における対華政策の重点となった。

ハノイに滞在した汪は高宗武を日本に派遣し、時局收拾問題について議論した。2月4日、近衛文麿宛書簡を書き、近衛第二、三声明を再び取り上げた。「我が国は目前にもっとも必要なのは統一且健全な政府であり、而も此政府は貴国と平等な地位に立つ」と述べた⁴⁶。21日、高は日本側に汪の方案を提出した。3月18日、日本は高に汪精衛による新国民政府成立を支持すると通知した。21日にハノイで汪狙撃事件が発生した後、22日に、日本政府は緊急会議を開き、影佐禎昭をハノイに救援に派遣することを決定した⁴⁷。汪は27日に「一つ例をあげる」と発表し、近衛第三次声明に呼応する「求和」を詭弁し続けた⁴⁸。彼は5月初め、日本の保護の下に、上海に到着した。

日本政府は汪一行の東京到着後の6月6日、五相会議で「中国新中央政府樹立方針」を決定した。新中央政府は汪精衛、呉佩孚、既成政権、転向した重慶政府によって構成され、「日中新関係調整に関する原則に準拠して日中国交を正式に調整すべく之が構成分子は豫め右原則を受諾すべきものなり」とした⁴⁹。日本は新政府樹立方針について、前年の11月30日の御前会議における決定に依拠して、日本の「近衛三原則」を受け入れなければならないとした。6月18日、汪一行は帰国した。華北・華中の偽政権の指導者たちとの初会談後、7月9日に上海で「私の中日関係に対する根本觀念及前進目標」、「敬告海外僑胞」の二つの放送を発表した⁵⁰。汪はその前文の中で、「近衛三原則」の解説と呼応を述べた。この文章は日本側に「真

の和平工作の開始を宣言した」と見なされた。「近衛三原則」に対する迎合と承認は、汪偽政府が成立した際の政治基礎であった。

9月1日、第二次世界大戦がヨーロッパで勃発した。平沼内閣に代わった阿部信行内閣は、4日、「欧州戦不介入日華事変の解決に邁進すべき」の声明を発表した⁵¹。11月1日、興亜院は「中央政治会議指導要領」を決定した。日本は汪偽国民党の中央政治会議が内政問題を重点として指導を行うよう規定した⁵²。この長文は日本の間もなく成立する偽中央政府に対する要求であり、日本側の関係官員さえ「過剰な要求である」と考えた⁵³。「別紙四」の中で、新中央政府成立前に、その主要構成分子に以下のことを確約させた。「1、日中両国政府は日中新関係に関する原則に時準據し新国交を調整すること。2、事変中新国交修復以前における既成事実の存在を認め事態之を許すに伴い右原則に準據して逐次調整せらるべきこと。3、事変継続中は之に伴う必然の要求に基く所要の特殊事態の存続を認むること。右特殊事態は情勢の推移乃至事変の解決に伴い日中新関係調整に関する原則に準據し逐次整理せらるべきこと」。日本の偽中央政治会議に関する指導要領は、実に新中央政府の上位に日本が立っていることを示した。

興亜院が上述の決定をすると同時に、汪精衛との交渉が早められた。11月1日から12日まで、影佐禎昭をはじめとする「梅機関」と汪関係者（主に周佛海）は上海で日中国交原則を調整するため、七回の会談を開いた⁵⁴。12月18日から24日まで、海軍省の訓令に沿って、須賀彦次郎少将は陳公博との間で、海南島問題をめぐる六回の会談を行った⁵⁵。会談後の12月30日、汪関係者と梅機関が「日支新関係調整に関する協議書類」に調印した⁵⁶。該協議の「正文」には、11月1日の興亜院決定「別紙四」とほぼ同様の「日中新関係要綱」が盛り込まれた。「別紙第一」には「日支新関係調整に関する基本原則」、「別紙第二」には「日中新関係調整に関する具体原則」が示され、また八部の「秘密諒解事項」があった。そのほか、「別冊」の中に、「機密諒解事項」三件があった。上述文書は「日汪密約」と呼ばれ、汪集団の売国投敵の「身売り契約」である。この密約は結ばれてまもなく露呈したが、その内容は「対華二十一箇条約」より更に条件の悪いものであった⁵⁷。事実上、これは「近衛三原則」に対する容認と具体化である。

1940年1月6日、興亜院は「日中新関係調整要綱」を決定し、梅機関と汪関係者が結んだ上述の密約の各事項を肯定した⁵⁸。8月、阿部内閣は閣議で「中国新中央政府成立に関する処理方針」を決定し、1939年11月1日の興亜院決定と、12月30日に、日中工作員が上海で合意した協議内容を肯定した。別紙の中に「日支新関係調整の基本原則と具体原則」があり、「速やかに新中央政府を樹立する」ことが規定された⁵⁹。阿部内閣は以上の決定をした後、すぐに総辞職した。しかし、1月16日は成立した米内光政内閣は前内閣の対華方針を継続した。

日本政府が新中央政府成立に関連する法案を批准した後、汪精衛一行は山東省青島に着

き、偽臨時・維新両政府首脳の王克敏や梁鴻志などと共に、1月24日・25日に秘密会談を行い、南京で偽国民政府を組織することに関する諸事項を協議した⁶⁰。3月20日、汪精衛は南京で偽「中央政治会議」を開き、偽国民政府の「遷都式」を挙行了。同時に発表された「遷都宣言」のうち、施政方針は「和平実現、憲政実施」と称されたが、「所謂和平実現、日本と共に協力し、善隣友好、共同防共、経済提携の原則を基づき、過去の糾紛を一掃し、将来の親密関係を確立する」とされた。そして、「国民政府政綱」の第一条の中、「善隣友好方針を本とし、和平外交を通じ、中国行政の独立完整を求め、東亜永久和平と新秩序を建設する責任を分担する」ことが規定された⁶¹。汪偽政権は成立の当初から、正式に「近衛三原則」を受け入れた。

汪偽政権成立の日、日本の首相米内光政は放送講演を発表し、「今此の重大使命の半分を分担する中国新中央政府は誕生した、これは東亜新秩序建設の健全の発展であり、我々は惜しまずに全般の援助を与える」と述べた⁶²。しかし、この傀儡政府を扶植した日本政府は、直ちに外交上の承認を与えなかった。4月1日、前首相阿部信行を特派大使として南京に派遣した。当時の日本の解釈は「特派大使を先に派遣し、邦交を調整し、事実上の承認と為す。その後、全権駐在大使を派遣し、法理上の承認と為す」というものであった⁶³。実際、日本当時の企図は、汪偽政権を成立されると同時に、重慶の国民党政府を屈服させ、最終的に蔣、汪の合流を実現し、迅速に年内に「支那事変」を解決することであった。

重慶国民政府に対する「和平」工作を発動すると同時に、日本政府は正式の条約を結ぶ形式で、汪偽政権の承認工作を早めた。3月19日、興亜院は「日支新条約に関する件」を決定し、条約対策委員会を組織して、条約草案を決定した⁶⁴。6月11日、興亜院連絡委員会は阿部大使に訓令を出し、新政府と条約締結問題に関する交渉を始めることを要求した。条約を締結したうえで、日本は新政府を承認するとした。また、条約が結ばれる前後に、「中国は必ず満州国の承認を実行」する「共同宣言」を発表する。この新条約は「今後長期的な日中新関係の準則」であると規定された⁶⁵。この訓令により、7月から8月までの間、汪精衛は阿部信行と「日中新関係調整条約の締結」に関する事項について会談した。合計16回の会談後、「日華関係基本条約」と「日満華共同宣言」の原案が起草された⁶⁶。

7月22日に、第二次近衛内閣が成立した。近衛内閣は国際情勢に重大な転換が発生している状況下で、迅速に「支那事変」を解決することを狙った。10月1日、閣議は「支那事変急速処理方針」を決定し⁶⁷、「事実上重慶を相手とし全面的和平招来の為必要なる交渉を進むべきこと」、「前記対重慶工作の奏効せざる場合は南京政府を速時承認」することが決定した。これは第一次近衛内閣から三年後の、再度の「支那事変」に対する処理政策である。政府と軍部が別々に「中国事変」を処理する方針を決定したうえで、11月13日、御前会議を開き、政府から提出された「日華基本条約」方案（内容は「日満共同宣言」、「基本条約及附属文書」、そのほか、大本営陸、海軍部から提出された「中国事変処理綱要」が含まれた）が決定

された⁶⁸。近衛首相は提案説明にあたり、重慶政権の屈服を強要することが至難であり、「新中央政府の承認、政治力量の強化、帝国と協力して事変を解決、事変完成の最終手段とする」と述べた。大本営が提出した「支那事変処理方針」は「上述政略と戦略のあらゆる手段を運用し、重慶政権の抗戦意志を潰し、迅速に屈服せしむる」としている。日本は1940年末から長期戦に転換し、重慶政府の屈服を図っていた。御前会議後、11月20日から、枢密院の審査委員会が「日華基本条約」を審議し始めた。27日、天皇が枢密院に親臨し、審査報告を聴取した⁶⁹。28日、大本営政府連絡懇談会が開かれ、30日に汪精衛国民政府を承認することが決められた⁷⁰。日本は対重慶和平工作の失敗後、汪偽政権の承認へと転換した。

11月29日、汪精衛はついに長期的に「虚位以待」（ポストを空けて待つ）の偽国民政府主席に就任した。30日、日本政府は汪と「日本国中華民国間基本関係に関する条約」及び「附属議定書」を正式に締結した。これには、「附属秘密協約」、「附属秘密協定」、「秘密交換公文」が含まれていた⁷¹。条約公文は日本と汪偽政府間の関係についての総原則を規定していた。「道義に基く新秩序を建設する共同の理想の下に、善隣として緊密に相提携し以て東亜における恒久的平和を確立し之を核心として世界全般の平和に貢献せんことを希望」する。その基本原則は「善隣友好、共同防共、経済提携」の三項である。上述した三原則の実現のため、「附属議定書」と若干秘密協議、協定、交換公文に具体的な規定が挿入された。関係文書により構成された「日華条約」は御前会議で決定された「日中新関係調整方針」の実施を担った。これは日本が全面侵華戦争を発動して以来の、ひとつの重要な成果であった。「今ここに正式条約として締結されたことは、日本政府の戦争目的がその意味では一応達成されたとも見ることができる」⁷²。

上述の条約の締結と同時に、阿部信行と汪精衛、臧式毅（偽満州国参議）の間で、「日滿華共同宣言」が結ばれた。「日滿華」三国は「東亜における道義に基く新秩序を建設するという共同の理想の下に善隣として緊密に相提携し以て東亜における恒久的平和の枢軸を形成し之を核心として世界全般の平和に貢献せんことを希望し」、「相互に其の主権及領土を尊重す」、「三国間の一般提携就中善隣友好、共同防共、経済提携の実を挙げるべく、これが為、各般に互に必要な一切の手段を講ず」ことが宣言された⁷³。汪偽政権は偽満州国を承認することで、日本の承認を得た。

1940年11月30日の「日華条約」の締結と「日滿華共同宣言」の発表は、日本侵華政策である「近衛三原則」が最終的に固定されたことを象徴している。日本は1930年代に「満州事変」を起こし、満蒙政策を実現するために偽満州国を設立して以来、「支那事変」の発動を通じて、汪偽政府をつくり、対華政策を中心とする大陸政策を最後に実現した⁷⁴。12月1日、中国政府外交部は日、汪が偽約を締結したことについて声明を発表した。実際、日本の挙動は中国と太平洋における一切の法律と秩序を破壊することを企図し、その侵略行動を前進させることを継続するものである、と。日本は侵略野望を遂げるため、偽機構を成立させ、その独覇と

侵略を実現するため、それと締約した。その機構は、実は日本政府の一部が中国の領土上に移動し、日本軍閥がその政策を実行するための道具であると指摘した⁷⁵。

結語

以上の論述により、筆者は以下の論点をまとめた。

日本の全面侵華戦争前後の対華政策は「広田三原則」から「近衛三原則」まで一貫していた。後者は前者に劣らないものであった。これに対し、当時、「近衛三原則」に叱責的態度を持っていた蒋介石、容認的態度を持っていた汪精衛は認識上非常に似ていた⁷⁶。日本大使館秘書の須磨弥吉郎は、1936年1月22日の会談の際に、中国の外交部長張群に対し、「広田三原則の内容は十年、十五年経っても完成できない」と述べた⁷⁷。

歴史の結果から言及すれば、「広田三原則」が創出した後、日本側は1935年から、1936年後半にかけての中日交渉は更に難航した。「広田三原則」の内容を堅持し、その上交渉が破裂した後も、侵華戦争の開始まで依然としてあきらめなかった。しかし、対日抗戦を堅持する中国政府の前では、結果を出せないままに終わった。「近衛三原則」は汪精衛の諂諛と認可の下で、1939年12月30日の日汪密約、1940年11月30日の「日華条約」に盛り込まれて実現した。日本の庇護下の汪政権は「近衛三原則」と共に存亡した⁷⁸。「近衛三原則」は日本が汪精衛傀儡政権との関係を確立する際の政治、外交、国際法の根拠であったといえる。

中日戦争前後、「広田三原則」と「近衛三原則」に含まれた巧みな表現は当時の中国人を誘導するものであった。蒋介石は日本側が「広田三原則」を決定することを知った後、その日記に「倭の対華国策は緩和の前兆か、あるいは誘欺の伏線か」、「倭方が提出した対案は躊躇と思量を費やす」⁷⁹と記した。「近衛三原則」の発表後、中国輿論はそれを批判すると同時に、その隠蔽性を指摘した⁸⁰。長くない時間の歴史の検証を経て、日本の対華政策の本質がようやく「本来の姿」として顕示された。日本の「広田三原則」と「近衛三原則」に対する承認と反対をめぐり、当時の中国では抗戦と投降という正反対の選択が行われた⁸¹。この二つの「三原則」に対し、戦後の東京裁判は最後の判決書に初めて歴史的かつ法律的な結論を出した⁸²。これにより、抗戦前後の日本の対華政策である「広田三原則」と「近衛三原則」について、われわれはその「表」と「裏」の不一致という矛盾があることを認識すると同時に、さらにその「表裏一致」の本質についても理解しなければならない。そうした意味で汪精衛一派は歴史の反面教師であると言えよう⁸³。

注

- ¹ 中国学界側に異論はないと言えるが、日本側にはさまざまな見解がある。筆者は、新潟大学古厩忠夫元教授の観点を支持している。古厩先生の論文は「汪精衛政権はカイライではなかった」、『日中戦争と上海、そして私—古厩忠夫中国近現代史論集』、研文出版、2004年、213—231頁。
- ² 該文は『外交評論』第三卷第11、12期合刊に発表され、1934年12月20日出版。該文の由来は1950年9月の補記参照。『中華民国重要史料初編—対日抗戦時期』緒編（三）、台北：中国国民党中央委员会党史委员会、1981年、637頁。1935年1月26日から、中国の各大新聞紙が『敵か、友達か』を転載：上海「申報」1935年1月26日—30日連載、天津「大公報」1935年1月29日—2月3日連載、1月29日社評を發表：「読徐道隣文感言」。
- ³ 陶樾：「王寵恵与日本当局会晤」、『外交評論』第四卷第二期、1935年3月。
- ⁴ 東亜局第一課「広田大臣王寵恵会談要録」（2月20日、26日外務省に於ける）、『日本外交文書・昭和期Ⅱ第一部第四卷（昭和十年対中国関係）』、25頁。王が提出した上述の三原則に関し、中方の資料は「二大原則」を顕示した：「一、第一大原則は中日両国が完全平等な地位に立ち、相互国際間の完全独立を尊重、日本は対華の一切不平等条約を取消し、とくに在華領事裁判権を取消。二、第二大原則は中日両国が相互真の友誼を維持し、あらゆる非友誼行為、例えば統一と治安を破壊し、人民衛生を妨害するなどは相手に施せず。中日外交方式は正規に帰し、外交和平手段以外の圧迫と暴力手段を絶対に使用せず」中華民国外交問題研究会編纂：『中日外交史料叢編（四）「盧溝橋事変前後の中日外交関係」』台北：中国国民党中央委员会党史委员会、1995年、16頁。内容には区別の差が大きい。鹿錫俊教授は中国第二歴史档案館に見つけた王寵恵訪日報告手稿の「与広田第二次談話」（中国第二歴史档案館：3017/53）が以上の「三原則」について論述がある。（鹿錫俊：『蒋介石と1935年中日蘇関係の転捩』、中国社会科学院近代史研究所『民国人物与民国政治』、北京：社会科学文献出版社、2009年、95—96頁）。
- ⁵ 蔣作賓致南京外交部電（1935年9月8日）、『中華民国重要史料初編—対日抗戦時期』緒編（三）、640—641頁
- ⁶ 「広田大臣蔣大使会談録（第二回）」、『日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第四卷（昭和十年対中国関係）、57—65頁。
- ⁷ 『日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第四卷（昭和十年対中国関係）、65—68頁。
- ⁸ 蔣作賓致南京外交部電（1935年10月8日）、『中華民国重要史料初編—対日抗戦時期』緒編（三）、641—642頁。「大臣、蔣大使会談要録（第三回）」、『日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第四卷（昭和十年対中国関係）、68—70頁。
- ⁹ 外務省編纂：『日本外交年表並主要文書』下巻（以下略称『主要文書』）下巻、東京：原書房、1978年324—326頁。
- ¹⁰ 蔡盛琦編注：『蔣中正總統档案：事略稿本』（35）民国二十五年一月至二月、台北：「国史館」、2009年、356頁。
- ¹¹ 『中華民国重要史料初編—対日抗戦時期』緒編（三）、646頁。
- ¹² 『蔣中正總統档案：事略稿本』（35）民国二十五年一月至二月、358—371頁。
- ¹³ 『蔣中正總統档案：事略稿本』（35）民国二十五年一月至二月、378頁。
- ¹⁴ 『中日外交史料叢編（四）「盧溝橋事変前後の中日外交関係」』、29—30頁。
- ¹⁵ 外務省『日本外交文書・昭和期Ⅱ第二部第五卷（昭和十一年対欧米・国際関係）』、東京：外務省、2006年、19頁。
- ¹⁶ 『日本外交文書・昭和期Ⅱ第一部第五卷（昭和十一年—十二年対中国関係）』、78—82頁。
- ¹⁷ 『日本外交文書・昭和期Ⅱ第一部第五卷（昭和十一年—十二年対中国関係）』、88—91頁、742—747頁。
- ¹⁸ 当時ジュネーブに国際連盟大会を出席する中国代表団顧維鈞などは張群と川越の第一階段談話経過を知った後、1936年9月26日外交部へ致電し、「川越が提出した防共と経済合作は果たして中国全部を含み、其の範囲は二十一箇条約を越え、日本が朝鮮を滅ぶす故技」と指摘した。『中日外交史料叢編（四）「盧溝橋事変前後の中日外交関係」』、58頁。
- ¹⁹ 『主要文書』下巻、360—362頁。
- ²⁰ 白井勝美、『日中外交史研究—昭和前期—』、東京：吉川弘文館、1998年、227頁。

- ²¹ 『主要文書』下巻、366頁。
- ²² 外務省記録A.1.1.0.10:「帝国ノ対支外交政策關係一件」(第七巻)、日本外務省外交史料館蔵。
- ²³ 『現代史資料9・日中戦争2』、東京:みすず書房、1964年、34頁。
- ²⁴ 外務省記録A.1.1.0.30:「支那事变關係一件」第一巻、日本外務省外交史料館蔵。
- ²⁵ 『主要文書』下巻、370-372頁。
- ²⁶ 広田弘毅伝記刊行会編印:『広田弘毅』、東京、1966年、278頁。『戦史叢書・支那事变陸軍作戦』(1)、346頁。
- ²⁷ 『主要文書』(下)、380-381頁。
- ²⁸ 『現代史資料9』、54-55頁。
- ²⁹ 同上、56-58頁。
- ³⁰ 『主要文書』(下)、381-384頁。
- ³¹ 上述経過、『戦史叢書・支那事变陸軍作戦』参照。470頁。
- ³² 『広田弘毅』、287頁。
- ³³ 『現代史資料9』、395-398頁。
- ³⁴ 『主要文書』(下)、385-386頁。
- ³⁵ 同上、386-387頁。
- ³⁶ 「日本外務省档案」、S489、S1110-27、1883-1888頁。
- ³⁷ 同上、S487、S1110-27、431-447頁。
- ³⁸ 該声明全文は『主要文書』、401頁参照。
- ³⁹ 「渡辺工作」について、『太平洋戦争への道・資料編』1988年1月、朝日新聞社、275-279頁参照。『主要文書』(下)、401-404頁参照。
- ⁴⁰ 以上経過は『戦史叢書・大本営陸軍部』(1)、575-576頁参照。文書は『主要文書』(下)、405-407頁参照。
- ⁴¹ 『現代史資料9』、402頁、553-554頁。
- ⁴² 『主要文書』(下)、407頁。
- ⁴³ 中国第二歴史档案館編:『中華民国史档案資料匯編』、第五輯第二編・外交、江蘇古籍出版社、1997年、55、59頁。
- ⁴⁴ 秦孝儀主編:『中華民国重要史料初編』第六編「傀儡組織」(三)、124-125頁。
- ⁴⁵ 『戦史叢書・支那事变陸軍作戦』(2)、262頁。
- ⁴⁶ 『档案と歴史』(上海)、1998年第2期。
- ⁴⁷ 「日本外務省档案」、S493、S1110-27、5044-5045頁。
- ⁴⁸ 黄美真、張雲編:『汪精衛集团投敵』、上海人民出版社、1984年、151-156頁。
- ⁴⁹ 『主要文書』(下)、412-413頁。
- ⁵⁰ 黄美真、張雲編:『汪精衛国民政府成立』、上海人民出版社、1984年、177-185頁。
- ⁵¹ 『年表』(下)、129頁。
- ⁵² 「日本外務省档案」、R. WT46、IMT350、3-13頁。
- ⁵³ 『戦史叢書・支那事变陸軍作戦』(3)、14頁。
- ⁵⁴ 第1-7回会議議事録(矢野書記官)、「日本外務省档案」、S493、S1110-27、5260-5469頁。
- ⁵⁵ 『現代史資料13・日中戦争5』、302-315頁。
- ⁵⁶ 『太平洋戦争への道・資料編』、286-294頁。
- ⁵⁷ 日汪間の密約が締結した後、1940年1月3日、高宗武、陶希聖が上海から脱出し、5日香港に到着。22日、香港の「大公報」のトップラインは「汪逆売国密約」を掲載。「高陶事件」と呼ばれた。関連研究は、陶恒生『「高陶事件」始末』、湖北人民出版社、2004年版参照。日汪密約と二十一箇条約の比較研究は、沙大仁編著『二十一箇条約と日汪密約の比較研究』、時先出版社、九龍、1950年6月参照。
- ⁵⁸ 『海軍省資料』(9)、1-3頁。
- ⁵⁹ 「日本外務省档案」、R.P65、PVM42、314-323頁。
- ⁶⁰ 「青島会談紀録」(1940年2月4日、梅機関)、「日本外務省档案」、S493、S1110-27、5617-5645頁。
- ⁶¹ 『汪精衛国民政府成立』、821-823頁。

- ⁶² 同上、831頁。
- ⁶³ 『周佛海日記』（上）、264頁。
- ⁶⁴ 「日本外務省档案」、S493、S1110-27、5646-5647頁。
- ⁶⁵ 同上、5714-5716頁。
- ⁶⁶ 日本駐南京大使館記録、「日本外務省档案」、S588-589、S2100-14参照。
- ⁶⁷ 「日本外務省档案」、S488、S1110-27、795-816頁。
- ⁶⁸ 『太平洋戦争への道・資料編』、342-343頁。
- ⁶⁹ 「日本外務省档案」、S588、S2100-47、917-1028頁。
- ⁷⁰ 『太平洋戦争への道・資料編』、352頁。
- ⁷¹ 『主要文書』（下）、466-472頁。
- ⁷² 『戦史叢書・支那事変陸軍作戦』（3）、324頁。
- ⁷³ 此宣言中の文書は汪偽外交部僑務系統档案より、『中華民國史档案資料匯編』、第五輯第二編付録、江蘇古籍出版社、1997年、230頁参照。日本の文書は「日本外務省档案」、S493、S1110-27、「支那事変第七部」参照。
- ⁷⁴ 「新華日報」1938年12月24日社論「近衛狂妄声明」：近衛狂妄声明は中国人民から見ると、決して新しいものではない。これはただ、日本ファシズム軍閥が九一八以来、中国を侵略する一貫の手段。…近衛の狂妄声明は日寇軍閥手中の銃剣のような凶悪。中国を滅亡することを妄想するに過ぎない、全中国を第二の満州にしたい。
- ⁷⁵ 『中華民國史档案資料匯編』、第五輯第二編・外交、84-85頁。
- ⁷⁶ 蒋介石反駁「近衛声明」の講話（1938年12月26日）、『中華民國史档案資料匯編』、第五輯第二編・外交、54-62頁。汪精衛「我の中日関係に対する根本觀念及前進目標」（1939年7月9日）『汪精衛国民政府成立』、177-182頁。
- ⁷⁷ 張群、須磨談話記録、1936年1月22日。蔡盛琦編注：『蔣中正總統档案：事略稿本』（35）、民国二十五年一月至二月、台北：「国史館」、2009年、371頁。
- ⁷⁸ 1941年11月5日、汪精衛は近衛文麿宛書簡に「去年締結した条約は閣下の声明に基づき、善隣友好、共同防共、経済提携三大原則が中日親善の基礎であり、不可揺撼」（李廷江編『近衛篤磨と清末要人』、東京：原書房、2004年、「付録 汪精衛書函」、506頁。）太平洋戦争勃発後、日本は汪偽政府の対英米「宣戦」を誘導し、戦局不利の状況下、「大東亜新戦略」を実施し、「対華新政策」を採用する。此のため、日「華」条約を修正し、廃止した。1943年10月30日、汪偽政府と「日本国中華民國同盟条約」を締結し、其の主要内容中に、「近衛三原則」の精神を繰り返し、而も其の「附属議定書」の中に、在華日本軍の撤退時限は「両国間の全般的平和克復し戦争状態が終了したとき」に規定された。（『主要文書』下巻、591-592頁。）該条約は汪偽政権の崩壊まで存在していた。日本軍が中国に駐在している限り、日本の一切は重複、複製できる。
- ⁷⁹ 『蒋介石日記』、（アメリカスタンフォード大学フーバー研究所蔵手稿本）、1935年10月14、18日。
- ⁸⁰ 重慶「大公報」1938年12月28日社評「敬聽蔣委員長報告」：今回の声明は、英米は遠東に対し積極の故で、国際関係の一部分に関し、わざと婉曲な文字を使用し、毒菓を糖衣に包まれ、全文も極めて閃爍迷離、視聽を混淆することを期す。「新華日報」1938年12月29日社論「狂妄の声明と嚴正の駁斥」：近衛の今回声明の用意は極めて狼毒で、而も措辞は巧言詭弁の能事を尽くす。
- ⁸¹ 日本が「広田三原則」を提出し、中国と交渉を加速した後、蒋介石はその後総括した：当時の情勢は非常に明白であり、我々は彼の原則を断るなら、戦争に至る。我々は彼の要求を接収するなら、滅亡に至る。蔣中正：『蘇俄在中國』、秦孝儀主編：『先總統蔣公思想言論總集』、台北：中国国民党中央委員会党史委員会、1984年、卷九、65頁。
- ⁸² 東京裁判は「広田三原則」、「近衛三原則」に対する論述は張効林訳『遠東国際軍事法廷判決書』、北京：群衆出版社、1986年、193-195、323-324頁参照。
- ⁸³ 汪精衛はかつて蔣国民政府が「いわゆる三原則はただの口実である」とした宣伝を批駁し、その投降への道の選択について弁解し続けた。汪精衛『我の中日関係に対する根本觀念及前進目標』（1939年7月9日）、『汪精衛国民政府成立』、180-182頁。